

告 示

埼玉県告示第百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

特定非営利活動法人市民シアター・エフ

二 代表者の氏名

小林 真

三 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市深谷町九番十二号

四 更新後の認定の有効期間

令和八年二月一日から令和十三年一月三十一日まで